

株式会社ヒューマンライフ 個人情報適正管理規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ヒューマンライフにおける有料職業紹介の業務上の個人情報適正管理について、明確化することを目的とする。

(範囲と利用目的)

第2条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、当社職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。個人情報に関しては、求人情報に関するメールマガジンやそれに類するツールでの情報配信、希望に合致する可能性が高い求人者への情報提供、本人同意のもとで関係会社への求職支援を目的とする紹介時に利用します。

(教育・指導)

第3条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第2条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

(開示請求)

第4条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報、および氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの基本情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(その他)

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者とする。こととする。

附 則

(施行期日)

第6条 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(制定 令和4年7月1日)

有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-301950